

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 1 号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項の前の見出し、同項及び附則第 1 1 項（見出しを含む。）中「平成 3 3 年 2 月 5 日」を「令和 3 年 2 月 5 日」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 6 月及び同年 1 2 月に支給する期末手当の額に関する特例措置）

1 3 令和 2 年 6 月及び同年 1 2 月に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、附則第 1 0 項の規定により読み替えて適用する第 3 条の規定にかかわらず、この規定により計算した額から市長にあっては 2 0 万円を、副市長にあっては 1 5 万円を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。